

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成26年2月7日（金）午後2時～午後3時45分

2 場所

熊本地方裁判所大会議室

3 主催者

熊本地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者3人

熊本地方裁判所長 永 松 健 幹（司会）

熊本地方裁判所裁判官 松 尾 嘉 倫（刑事部部総括判事）

熊本地方検察庁 栗 木 傑

熊本県弁護士会所属弁護士 高 瀬 真 哉

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者 : 皆さんこんにちは。熊本地裁所長の永松でございます。本日は大変忙しい中、裁判員と法曹三者の意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は平成21年5月からスタートしまして、4年半以上が経過しております。しかしながら、国民の皆さんからは大方の方には好意的な受け止め方をされているというふうに思っておりますけれども、国民の中には、今でもやはり刑事裁判というものにかかわる、被告人の有罪無罪を判断する、あるいは刑の重さを決めるということが果たしてできるだろうかという点に不安を感じておられる方もおられると思います。

そこで、本日は、国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加していただけるように、裁判員を経験した方にお集まりいただきまして、率直に忌憚のない御意見や御感想を述べていただき、それを国民の皆様幅広くお伝えしたいと考えております。

また、あわせて、審理の内容が裁判員にとって分かりやすいものかどうかということも含めまして、いろいろと御意見、御感想を伺って、今後の実務の運用の参考にいたしたいというふうに考えております。

本日の意見交換会はこのような趣旨で行うものですので、経験者の皆様には、ぜひとも忌憚のない御意見、御感想を活発に述べていただきたいというふうに考えております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、意見交換会を始めますけれども、本日は3名の経験者の方

に御出席をいただいております。皆様は昨年の7月と8月に熊本地裁で行われた3件の裁判員裁判に裁判員としてのお仕事をしていただいたという方々でございます。その節は大変お疲れさまでした。

法曹三者の出席者は、裁判所からは、いずれの事件におきましても裁判長を務めました松尾部長に出席していただいております。必要に応じていろいろ説明をお願いしたりすることがあろうかと思えます。

また、検察庁からは栗木傑検事、それから弁護士会からは高瀬真哉弁護士にそれぞれ御参加いただいております。適宜、御説明や御質問をしていただくということになっております。

それではまず、皆さんが裁判員として関与された事件から半年以上経過しているということですが、裁判員として参加されての全般的な感想という辺りからちょっとお話を伺ってまいりたいと思えます。何でも結構ですので、感想をお話しただければと思えます。

それではまず、1番の方、いかがでしょうか。

経験者1： こんにちは。お世話になります。

私、ちょうど半年ぐらい前に裁判にかかわったんですけど、裁判員名簿に載ったという案内というか、封書が来て、最初はびっくりしたんですけど、こういった経験できないことが自分に来たことはすごくうれしく思ったのを覚えています。

裁判自体に本当に参加できるのかというのは、多分できないだろうと思っていたんですけど、その後、また呼出しが来て、裁判所のほうに来たんですけど、その時も約30名ぐらいの候補者の人が来ていらっしゃって、その中で裁判員6名と2名の補充裁判員を選ぶということでしたので、その時も、ああ、これでまた帰るのかなと思っていたんですけど、補充裁判員の1番になりました。補充裁判員だから、すごく楽な気持ちで、第三者みたいな感じでいたんですけど、裁判が始まって次の日に、

結局1名、裁判員の方が事情があつて辞められましたので、私が裁判員に繰上げみたいな形になりました。その時はやっぱり法廷に初めて入つて、向きが逆なんですよね。裁判官と一緒に逆のほうを、被告人であつたりとか被害者であつたりとかを見て、着席した時に、わあ、こんな世界があるんだなという感じがしました。

補充裁判員から次の日に裁判員になった時には、すごく何か責任が重くなつたのかなという感覚になりました。しっかり話を聞いて、裁判に加わっていくんだなというのを一つは大変と思つたのと、やっぱり頑張つてやっていこうという気持ちで裁判員に参加させていただきました。

あと、ずっと法廷に出て、また控室の評議室に帰つていろいろな打合せをするのに、すごく何か緊張感がとれて、楽な気持ちで話ができたら、ああ、このぐらいだったら自分もやっていけるかなというふうにすごく思いました。

最終的には、判決の日なんですけど、判決の日はやっぱり重たいものがある、自分の意見とかが被告人だったりとか、被害者だつたりの人を変へるんだなというのがありましたので、判決の日はやっぱり一番気持ちが重かつたですね。

あとは、この経験ができたことで一番感謝しているのは、この交換会に出てこられたことが一番自分の考え方を変へたんじゃないかなと思つています。人前で話したり出たりするのは余り出たくないほうだったんですけど、裁判員になったおかげで今回も、次の日にはがきを出してエントリーの申込みをしましたので、今までになかつた自分の気持ちの変化が分かりましたので、すごい経験をさせていただいてありがたく思いました。

以上です。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは、2番の方。

経験者2： 私は裁判員制度というのについて、3年経って、平成24年の秋に案内が来ました、候補ということですね。インターネットとかで調べますと5000人に1人ぐらいということでしたので、まさか自分が選ばれるわけではないというふうに思っていたんですけども、5月に案内が来て、その中から6名ということで、まさか自分が選ばれるわけではないということで当日来たんですけども、どういうわけか6名に選ばれて、その3日間、いろんな経験をさせていただきました。いろんな裁判のルールというのがあったんですけど、私、サラリーマンですので、会社に帰って、その経験をもとに、いろんな仕事のルールということで適用ができるようになって、本当に勉強になったと思っています。

以上です。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは、3番の方。

経験者3： 裁判員制度は、最初、制度があった時から知っていましたし、候補になった時点で運良く候補になって、ここに30名来た時は、当たればいいなという気持ちで来ていましたので、というのも自分が手を挙げてできるもんじゃありませんので、こういう制度の、しかも運良く候補になったことであればやりたいという気持ちで裁判員になりましたけれども、当初はやっぱり座る位置が全く違いますので緊張がありました。でも、そんなところは裁判長を始め裁判官の方とかからいろいろアドバイスをいただいて、気持ちもほぐれて、1週間でしたけれども、いい経験をすることができましたし、これを今度は自分のところに帰って、こういうことをしたんだ、ただ、緊張したり疲れたりとか、初めてのことをやったわけですから、それは当たり前のことだと思うんです。それは大変だとは思いませんでしたし、非常にいい経験をさせてもらいました。

司会者 : どうもありがとうございました。

2 審理について

司会者 : それでは、これからは審理の流れに沿っていろいろ伺ってまいりたいと思うんですけれども、最高裁が一昨年12月に公表しました検証報告書によりますと、審理内容が理解しやすかったという割合が年々減少しているということを指摘されておりますので、裁判員の方から見て審理の内容が分かりやすかったかどうかというような観点から順次お尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、審理の初めに、検察官と弁護人が冒頭陳述ということでそれぞれの主張を明らかにする手続をとったと思うんですけれども、皆さん選任手続があって、その後、すぐに審理が始まって、大変緊張されたというふうに思うんですけれども、冒頭陳述の中身というのは、皆さん頭に入ったものなんでしょうか。その辺、1番の方、いかがでしたか。

経験者1 : 内容自体はすごく分かりやすいものでしたので、頭に入りました。その時はちょうど補充裁判員でしたので、楽にやっぱり聞いていたんだと思います。すごく分かりやすかったです。

司会者 : 2番の方、いかがですか。

経験者2 : テレビとかで見ると、非常に専門用語とか使って分かりにくいのかなというイメージで思っていたんですけれども、非常に裁判官、裁判長の説明が分かりやすくて、理解できたと思います。

司会者 : どうもありがとうございました。

3番の方、いかがでしたか。

経験者3 : さっき2番の方が言われましたように、非常に言葉も分かりやすく理解することができました。ただ、それを全部理解、記憶にはとどめることはできませんけど、資料とかもありましたし、頭の中で整理することはできました。

司会者 : その際に、最近は冒頭陳述メモということで、検察官、それから弁護人それぞれ紙に書いたものを出してくれると思うんですけども、それはいかがでしたか。理解の助けにはなったのか、その辺ちょっと伺いたいんですけども。

1 番の方、いかがですか。

経験者 1 : そうですね、文字を見ながらやっぱり話を聞いていくほうが分かりやすい感じはありました。

司会者 : 2 番の方はいかがでしたか。

経験者 2 : データはよく覚えていないんですけども、検察官の話よりも裁判長の話のほうがよく分かったというイメージが残っています。

司会者 : 3 番の方、いかがですか。

経験者 3 : 資料は十分活用することができました。

司会者 : どうもありがとうございました。

双方、検察官側、それから弁護人側の主張というのは、説明を聞いたたりペーパーを見たりなどしてよく分かったと、こういうことですかね。

それから、全体でまず、審理の時間の関係なんですけれども、公判期日がそれぞれ何回かあったと思うんですけども、審理期間についてはどんなふうな感想でしょうか。短すぎたとか、あるいは長すぎたとか、その辺についてはどんなふうな御感想をお持ちでしょうか。

1 番の方、いかがですか。

経験者 1 : 期間に関しては、被告人と被害者の意見の食違いがあって、それで長引いた分ですので、仕方がないのかなというのがありました。ただ、私の場合は7日間で、土曜日、日曜日を挟みましたので、全部で9日間ありましたので、やっぱり日数的には長かったなとは思いました。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは、2 番の方はいかがでしたか。

経験者 2 : 私の場合は 3 日間だったんですけれども、初日で、3 日で終わるのかなと思っていたんですけれども、2 日目に、あっ、ひょっとすると今日終わるのかなというふうなイメージで、何だか随分 3 日間が早く感じました。

司会者 : どうもありがとうございました。

3 番の方、いかがでしょうか。

経験者 3 : 私が担当したのは、金曜日抽選で、その後、審理が 1 週間でしたから、7 日になりますけれども、これが 10 日、15 日とかになると、ちょっと体力的、精神的にきついなと思いましたので、一番適当な時間だったかと思います。

司会者 : 審理期間が長過ぎて、精神的緊張が続かなかったとか、そういうことはないということですね。それぞれに適当な期間であったと、こういうことでしょうか。

それから、今度は証拠調べの段階に入っているのを伺うんですけれども、まず最初に、同意書面については、書証の取調べということで、書証の朗読による取調べが行われたということだろうと思うんですけれども、この朗読による書証の取調べにつきましては、どのような御感想や御意見をお持ちでしょうか。長い方、結構長い時間聞かれた方もあれば短い方もあったように思うんですけれども、1 番の方、いかがですか。

経験者 1 : 1 回の時間が 2 時間近く掛かった分が確か 1 回だけあったんですよ。その時にはさすがに長く感じました。

司会者 : 内容的には、聞いていて大体分かりましたか。

経験者 1 : 今言った 2 時間のところは、途中がやっぱり、何となく理解しようと思いつつ追っているんですけど、何を言っているのか分からなくなるような感じのところもありました。やっぱり 1 時間ぐらいでいかないとすごく、1 人の方がずっとやっていくと長過ぎるイメージがあり

ましたので。

司会者 : どうもありがとうございました。

2番の方,いかがですか。

経験者2 : 私の場合はそんなに, 2時間もの, 1時間ものというのはなかったように思いますので, 逆にそんなに負担には感じませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。

3番の方,いかがでしょうか。

経験者3 : 証拠調べ, 証拠写真等, 次々に見せられましたけれども, 一つ一つというよりも, 一つの事件という全体的なものは把握することができました。

司会者 : 図面とか写真とかいろいろ見て, 分かりやすかったのか, なかなかちょっと, いろいろたくさん出たので分かりにくかったのかという辺りは, どんな御感想ですか。3番の方。

経験者3 : スライド等もはっきりしてはいて, ゆっくり説明されましたので, 理解することはできました。

司会者 : その他, 書証の朗読に関しては, 何か御感想や御意見ございませんか。例えば, 読むスピードが早過ぎて分かりにくかったとか, あるいは長過ぎたとか。今, 長いということについて御感想だったかと思います。聞いていて分かりやすいスピードで朗読や説明等がなされたかどうかについてはいかがでしょうか。3番の方。

経験者3 : 事件が事件でしたので, 証拠調べも長く掛かりましたけれども, ゆっくりと説明された分, 時間が掛かった可能性もありますし, 理解するには十分な時間でしたので, そんなに長いとも感じませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは次に, 証人尋問の関係をちょっと伺っていきたいと思います。

第1の事件, それから第3の事件については, 検察官が申請する証人

尋問が行われたと思うんですけれども、この第1事件の関係でいいますと、1番の方は、証人の言葉を証人尋問という形で直接聞かれたということになるわけですが、御感想はいかがでしたか。

経験者1： 証人尋問のほうは、内容とかはすごく、質問されることとかに対しての受答えとかはされていて、話自体は理解できました。

司会者： 話を直接聞いていて、よく分かったと、こういうことですかね。

経験者1： そうですね、証人の話のほうは逆に事件に対する本質というか、本当の証人の話というのが、ちょうど事件自体が食い違っている分だったから、証人の話が一番信用できるのかなという気持ちで聞きました。

司会者： 第3事件の関係でも証人尋問ということで直接聞かれたと思うんですけれども、3番の方は証人尋問についてはどのような御感想なり御意見なりございますか。

経験者3： 不信に思ったことはありませんし、モニターでの証人尋問もありましたけれども、それもそれで妥当なことだし、別段おかしいかなというところは感じることはありませんでした。

司会者： 証人の話は、聞いていたら、理解はやっぱり進むものですか。

経験者3： はい、検察官、弁護士の方、それぞれの的確に質問され、それに答えていましたので、十分理解することはできました。

司会者： ほかの参考人というか、関係では、書証の朗読という形で供述調書が読まれたかと思うんですが、それとの比較では、どのような感想をお持ちですか。3番の方。

経験者3： そんなに矛盾するようなこともなかったし、本当に分かりやすいことが多くて、裁判ってこんなに簡単というわけじゃないですけど、非常に堅苦しい言葉かなというイメージをしていましたので、そういう点からすると、質問にしても、非常に分かりやすい質問であったりして、難しいことはありませんでした。

司会者 : 1 番の方もやはり、ほかの方の分は調書の朗読という形で証拠調べが行われたと思うんですよ。それと比較して、証人尋問を直に聞かれて、感想はいかがですか。特になければ結構です。

2 番の方も証人尋問はあったんですかね。何か御感想はございますか。

経験者 2 : 被告人のことをよく心配して言われているなというイメージがありました。

司会者 : 第 1 事件、それから第 3 事件とも、結構長い時間かけて証人尋問を何人か聞いたと思うんですけども、尋問の時間については、何か御感想なり御意見なりございませんか。長すぎるとか短すぎるとか、何か時間の関係で御意見があれば伺いたいんですけど。3 番の方、いかがですか。

経験者 3 : 長い短いというのは、その事件によってまた違うと思いますので、それがどうかという判断は別に気になることじゃありませんでした。

司会者 : 3 番の方としては、時間としては、相当な時間だったとおられるのか、それとも長すぎたなど、あるいは短すぎたなど、どのような御感想ですか。

経験者 3 : 長すぎる、短すぎる基準がどこにあるかという点、事件によっても違うでしょうから、事件性からすると、長かったかもしれないですけど、妥当な質問の時間だったかなとは思いますが。

司会者 : どうもありがとうございます。

1 番の方は、尋問の時間に関しては、何か御感想ございますか。

経験者 1 : 尋問に関しては、時間的にはそんなに長くは感じなかったですし、ちょうどあの時間はよかったんじゃないかなと思います。

司会者 : こちらに検察官、弁護人がおられるんですけど、裁判官もそうですけど、尋問のやり方ということについて、何か御意見があれば今後の参考にもなろうかと思うんですが、何かございますか。あれば結構なんですけど。特にございませんか。何か今後注意したほうがいいんじゃない

かなというふうに思われた点とか、そういうのは特によろしいでしょうか。

その関係で、最高裁が出した検証報告書の中に、質問の意図がよく分からない尋問があったというような意見があったり、あるいは詳し過ぎるというような意見があったり、いろんな意見があるんですけども、そんなことを実際の裁判で立ち会った時に感じたというようなことは特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、証拠調べの中で、ちょっと最近問題になっているところもありますので、伺ってまいります。この3件とも、いずれもけがとか被害状況を撮影した写真を調べたりというようなことがあったんですけども、今後、写真の取調べについて何か御感想、御意見があればということで伺ってまいりたいと思います。

けがの程度についての写真とかいうのがあったんですかね。御遺体の写真もあったということですけども、この点について、3番の方の事件で、イラスト風に加工した写真の取調べをしたということでしたかね。それは御覧になってどのようにお感じになりましたか。

経験者3： 何というんですかね、実際の殺人現場の証拠写真を見せられた時に、自分が見るべきだという気持ちがありますし、また、見た時にそれがどう自分の心の中で影響するかというのも経験していませんので、分かりませんし、両方ありますけれども、今回、イラスト風でした。それを見た時に、んっ？と思った時もありました。というのは、何というんですかね、その後の現場検証であって殺人現場とはまた違うイメージ、イラスト、加工されていましたけれども、両方自分の中でありまして、ただ、殺害された方の殺害状況とか、損傷状況とかありますから、遺体の想像はすることができますので、どっちがいいかという、今のままでもそんなにそれが影響することはないと思います。

司会者 : どうもありがとうございます。

それから、1番と2番の方は、結局けがの状況が写った写真を御覧になったということになりますかね。1番の方。

経験者1 : 一応、けがの状況を写した写真だったんですけど、そんなにけがの状況が分からないような写真でしたので、余りひどい分じゃなかったから写真じゃ分かりづらかったと思います。

司会者 : 2番の方、いかがでしたか。

経験者2 : 裁判员として、いろんな情報を知る意味ではやはり必要なことだと私は思いましたので、全然気にもなりませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。それから、写真を見る際は、これからこういう写真を見ていただきますよということであらかじめの話というのがあったかと思うんですけども、それは自分にとってみればやっぱりよかったなという御感想なのか、それとも、もうそれは余り必要なかったなというような御感想なのか、そこをちょっと伺いたいですけれども、いかがですか。1番の方。

経験者1 : 写真とか証拠になる分というのは、見るべきだと思います。

司会者 : 2番の方、いかがですか。

経験者2 : 裁判员の方の中に女性の方がいらっしゃいまして、その方はやはり自分で見るか見ないか選択をされるからよかったというふうに言われたんですけども、私は、私の立場からいえば、そういう見るか見ないかよりも全部見せていただいたほうがありがたいのかなというふうな気がしました。

司会者 : 3番の方、いかがですか。

経験者3 : 当然、見るべきだとは思いますが、その中で事前にしていただいて、選択権を与えられて、そしてやっていくというのもまた一つの方法かと思いますが、基本的には、やっぱり裁判官と一緒に情報は

共有すべきだとは思いました。

司会者 : こういう写真がありますよというんで、そういう写真が出ることを予想して見ていただくというようなことになろうかと思うんですけども、幾分ショックは和らぐのかなというふうにも思っておるんですけど。

それから、御遺体の写真自体は、3番の方しか御覧になっていないわけですね。だから、選択してどうのこうのという話は、1番とか2番では御遺体の関係では全くない話ですよ。

裁判官 : 2番の方の時に、傷の写真が出ましたか。何か明確に覚えていますか。

経験者2 : 凶器が。

裁判官 : 凶器の写真が。

経験者2 : 凶器が出たのを覚えています。傷はイラストだったと思います。

裁判官 : イラストでしたかね。

経験者2 : はい。

裁判官 : けがだったですかね。1番の方の時は、指の・・・。

経験者1 : 指か頭か、傷の具合を言われていたのと、あと首の圧迫とかの、写真はどっちにしても出ないから、それは写真はなかったと思うんですけど、何かブレスレットの傷とかいうので。

裁判官 : けがの跡、こん跡か何かということで映されていたんですかね。

経験者1 : はい。だから、もうすごく傷として残っていないような写真だったと思います。

裁判官 : 少なくとも、調べた写真についてはですけど、見る、見ないの選択とかいう話は出ていましたか。

経験者1 : 私が参加した分にはその選択は出ていなかったです。もう皆さん見ることは見ていらっしやいましたので、何も問題なかったと。

裁判官 : 2番の方は記憶にありますか。

経験者2 : 凶器の写真と現場検証の写真を見ますか、見ないかという話はいま

した。

裁判官 : 画面で。

経験者2 : 画面でですね。で、見ない場合は自分のところの手元のパソコンに出ませんという話は、そういうふうには記憶にあります。

裁判官 : もう見る見ないは自由だとかいうような、見ない人は画面閉じますよとかいう、そんな話がありましたでしょうか。

経験者2 : 自分たちの裁判員の場合、見ないという人が誰もいなかったからというふうに思っているんですよ。全員見たというふうな記憶しかないんですけどね。

裁判官 : これは証拠で採用してきたものということで映されたものは全部見ていただいていますよね。その御記憶でよろしいですか。

経験者2 : 見ますか、見ませんかという話は聞かれた記憶はあるんですけども、見なかったという記憶はないという意味なんですけど。

司会者 : それじゃ、次の話題にまいりますが、論告、弁論の関係でございますけれども、審理の最後に検察官から論告、求刑があって、弁護人から最終弁論ということであると思うんですが、この点について何か御感想、御意見はございませんか。1番の方、いかがでしょうか。

経験者1 : ちょっとよく覚えていないんですけど、それが長かったのかと思います。

司会者 : 予定時間を・・・。

経験者1 : その論告の分だったのか、途中で弁護人の時だったのか、その辺が何か記憶がごっちゃになっているか分からないんですけど。

司会者 : それが長かったんじゃないかなと。

経験者1 : じゃないかなと思います。

司会者 : 2番の方、いかがですか。

経験者2 : 論告だけじゃなくて、そういう裁判の審理自体がそんなに全体的に長

いという記憶がないものですから、これを取って長いとか分かりにくいというイメージは持っていません。

司会者 : どうもありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

経験者3 : 検察官も弁護人もそれぞれの立場で話されることですので、時間が長い、短い、そんなに感じることはありませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。

3 評議について

司会者 : それでは、その次に評議ということで、皆さん評議をしていただいたと思うんですけども、この評議の時間は、時間としては適切だったのかなという感想なのか、それとも長すぎた、あるいは短すぎた、その辺について御感想、御意見を伺ってまいりたいんですが、1番の方いかがでしたか。

経験者1 : その時間とかは、とにかく初めてのことで、それが一番適切な時間だったんだろうということではいっていますので、時間の尺度はそれでよかったんだと思います。

司会者 : 特に問題があるとは思わなかったということですかね。

経験者1 : はい。時間の分とかは思っていないです。

司会者 : 2番の方、いかがですか。

経験者2 : 私は時間の短い長いというのは、全然感じませんでした。

司会者 : 3番の方、いかがでしょうか。

経験者3 : 一番大事な時間ですので、裁判員の方もみんながじっくり納得できるように説明ないし、車だっりの証拠の説明とかもしていただきましたので、それぞれが納得するまでやろうという気持ちでされていたので、それが長いということにはなかったと思います。

司会者 : それぞれ適切な時間の評議時間だったんだろうなと、こういうふうな御感想をお持ちだということですかね。

それから、適宜休憩も取りながら行ったと思うんですけども、この点について何か御意見、御感想はございませんか。短すぎる、もう少し長く休憩時間取ったほうがよかったという御意見もあれば、もっと短くてよかったんじゃないかなというふうな御意見もあろうかと思うんですけども、いかがですか。

経験者 1 : 休憩の時間はすごく何か別な話ができリラックスできましたので、すごくいい休憩が取れましたので、時間も適当だったんじゃないかなと思います。

司会者 : どうもありがとうございます。それでは、2番の方いかがですか。

経験者 2 : 私は、結構気を使っていただいて、休憩時間を頻繁に取っていただいて随分気を使われているなというイメージがありました。

司会者 : ありがとうございます。じゃ、3番の方いかがでしょうか。

経験者 3 : 法廷から休憩室までやたら行ったり来たりが長かったというのを感じましたけれども、それが気分転換になって、時間的にも法廷にいる時間が適切だったというのもありましたので、そうは思いませんけれども、何回行ったかなというのは記憶にありません。

司会者 : エレベーターで移動するしかないわけで、ちょっとそういうところもあったかなと思いますが。

次に、評議の話しやすさの関係で伺いますが、今までのお話しぶりでは、話しやすい雰囲気の話ができたというふうに思うんですが、皆さんそういうことでよろしいでしょうか。

この評議の際は十分に議論できたというふうに御自分としてはお感じになっておられますか。1番の方からいかがでしょうか。

経験者 1 : 私も意見を言ったりいろいろ質問したりとかして、ほかの人たちもすごく何か活発に意見は出ていたと思います。よその事件の時にどうかは分からないですけど、自分が参加した裁判の評議室ではすごく意見が出

ていたと思っています。

司会者： 2番の方、いかがでしょうか。

経験者2： 今、この経験を話す時、マスコミの方がたくさんいらっしゃるんですけども、評議室ではお茶を飲みながら、談話もしながらということで、結構緊張もせずにみんな話したんじゃないかなというふうに思っています。

司会者： どうもありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

経験者3： 先ほど申しましたけれども、誰かが不安に思っているところ、ちょっと疑問に思うところがあると、丁寧に説明が、あるいはほかの人からの意見とか、一つのことで全員が同意して話し合った部分は十分できたかと思います。

司会者： どうもありがとうございます。

それで、あと守秘義務の関係でちょっと伺っておきたいんですけども、裁判員の方は守秘義務ということで、評議の秘密と、それから職務上知り得た秘密については守っていただくということでお願いしているんですが、この点の負担感ということについてはどのようにお感じになっておられますかね。その辺、ちょっと伺いたいんですけども、いかがでしょうか。1番の方。

経験者1： それに関しては、もちろん余分なことはほとんどしゃべっていませんので、逆にもっとしゃべられる部分が一杯あるのにしゃべっていないだけだったというのは、やっぱりそれは気にしているのだと思うんですよ。だから、普通にどこまでって線引きされても、その境界までは絶対いきませんので、ほとんど事件に関してはしゃべらないような形になっています。ただ、それがストレスになっているかといったら、ストレスでもないし、ただ経験したことを人にしゃべりたいというのは、裁判所に行って、こういったことがあったよというのはしゃべりますけど、事件

に関しては全然言うつもりもないですので、その辺は問題ないです。

司会者 : ストレスに感じてはおれないということですかね。

経験者1 : はい。

司会者 : 2番の方、いかがでしょうか。

経験者2 : 守秘義務というのは、自分のこと以外のことをしゃべるのが守秘義務じゃないかなと私は思っているんですけども、ほかの裁判員の方だとか、裁判でいろんなほかの方が言われたことについてはしゃべらないで当然だというふうに思っています。

司会者 : どうもありがとうございます。3番の方、いかがでしょう。

経験者3 : 守秘義務そのものについて、そんなに堅苦しく考えることもないんですけども、まず裁判員になったことで、じゃ裁判員というなら何もしゃべっちゃいかんだろうというような、一般の人がそういうふうに思っているところがあるんで、そこら辺は、いやいや、そうじゃないんだよというところでやっていますけど、守秘義務そのものについては何も負担になることはありませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは、一通り審理の経過に沿って伺いましたので、この辺りで栗木検事と高瀬弁護士から何か御質問があれば経験者の方々に御質問いただければと思いますが、まず栗木検事のほうからいかがでしょうか。

検察官 : 先ほどけがや遺体の写真についてのお話が出たかと思うんですけど、2番の方が御経験された事件においても、けがの写真が取り調べられたのではないかな、傷口の写真があったのではないかなと思うんですが、何か御記憶とかございますか。

経験者2 : けがの写真はちょっと記憶にありません。凶器は記憶にあります。

検察官 : ありがとうございます。

それから、3番の経験者の方が御経験された事件の関係では、先ほど

イラスト風に加工された写真のことをおっしゃっていたというふうに思うんですけど、写真が複数枚ありまして、一つは加工されていないもので、一つが加工されたものではなかったかと思うんですが、その辺りのことは御記憶にありますか。

経験者 3 : 加工されていないものですか。

検察官 : 加工されていない写真。

経験者 3 : 殺人現場ですか。

検察官 : 遺体に関する写真 2 枚ですが、加工されたものと、されていないものがあつたのではないかなと思うんですが、何かその辺り御記憶がおありかなと思ひまして。

経験者 3 : 加工されたものの記憶はありますが、加工されていないもの、当日出された、それは記憶にないですね。

検察官 : 分かりました。ありがとうございました。

皆さんにここはお聞きしたいんですけど、けがですとか、こういった遺体の写真の取調べの必要性について、例えばですけど、死刑であるとか無期懲役を求刑するような事件と、そうでない事件との間で何か違いがあるかどうかについて御意見があればぜひ伺いしたいと思います。

経験者 3 : 私の場合、殺人事件でしたし、ちょっと悲惨な事件でしたけれども、この写真、実際の写真を見た、見ないでどうかというと、裁判員としてはそれはなかったかと思ひます。ただ、それを見ることができたかどうかについては、またこれは別問題ですけども、それを見せられた、加工された、どっちがどうかというと、殺人事件の場合、先ほども言ひましたように殺害状況は詳しくされていますので、悲惨な殺され方というのは理解できますので、その現場写真が完全な状況の写真でなくてもそれは理解することはできると思ひます。

経験者 2 : 無期だとか死刑だとかいう、そういう重大犯罪の場合は、やはりそういう証拠の写真というのは、私は裁判員になれば見るべきだと思います。

経験者 1 : 私も 2 番の方と同じで、やっぱり裁判員になった時にはそこまで見ていったほうがいいんじゃないかなと思います。

検察官 : 最後に、3 番の方にお伺いしたいんですけど、御経験された事件が複数の事件が審理の対象になっていたかと思います。一部被告人のほうで争いがあったもんですから、証拠調べ、それから被告人質問なんかも長時間に及んだところなんですけれど、このような多数の事件が審理対象となっているような場合に、更に検察官のほうで配慮すべき点などございましたらぜひ御教示いただければと思いますが。

経験者 3 : 今回経験しました、もちろん初めてのことなんですけれども、資料等、まず手元にありますし、それについて説明されましたので、理解することはできましたし、ゆっくり丁寧に説明いただきましたので、別段、それが大変だったという気持ちはありませんでしたので、その点は資料を頂いたり、スライドを見せられたりというのは非常によかったかと思います。

検察官 : ありがとうございます。

司会者 : よろしいでしょうか。それでは、高瀬弁護士のほうからどうぞ。

弁護士 : まず、1 番の方にお尋ねしたいんですけども、論告、弁論のところで、時間が長かったというような感じがするというをおっしゃいましたけれども、その長かったと思われる弁論なんですけれども、この内容というのはちゃんと理解することはできたんでしょうか。

経験者 1 : その後、法廷から別の部屋に移った時に、裁判長とか裁判官とちゃんとその内容のことは分かりやすく説明してもらった記憶があります。だから、理解はできていたと思います。

弁護士 : そういった裁判官だとかの補足というものがない状態で、裁判員の方々

の理解のみで十分な理解は可能だった内容なのかどうかという点でいえばどうでしょうかね。

経験者 1 : 最終的には理解できていたと思います。

弁護士 : ありがとうございます。あと、全体に対してお伺いしたいんですけども、この事件について被告人側で争いがあるものに関してですけれども、最初に検察官側の冒頭陳述があって、その後に弁護人側からの冒頭陳述があったかと思いますが、その内容というものが多少食い違ったり、大きく食い違ったりという点があったかと思います。そういった辺りについて、すんなりと頭に入ってくることができたのかどうか、疑問が残ったようであれば、そういった疑問はどのように解消されたのかという点についてお伺いしたいんですけども。

経験者 1 : 検察のほうと弁護側の冒頭の食違いはもう十分理解して、それをずっと法廷で見聞きした分を判断してきたと思います。だから、最初の食違いは十分理解してやっていたつもりでありますので、問題ないかなと思います。

経験者 2 : 私のイメージでは、テレビだとかドラマでは検察官の話と弁護側の話というのは結構食い違うというイメージがあったんですけども、私が裁判員として審理とか参加させていただいた分については、大きな食違いはなかったように思います。

経験者 3 : 検察側、弁護士の方、それぞれの立場で意見を申されますから、意見の違いというのは当然あるかと思いますが、それは両方とも理解することは十分できました。

弁護士 : ありがとうございます。最後にもう 1 点だけお伺いしたいんですけども、証人尋問に関してですが、検察側、弁護側からのそれぞれの尋問を聞いていて、この辺りもう少し聞いてほしいなとか、この点ってどんな点だろうとか、そういうふうに疑問に思ったという点はありましたか。

あったとしたら、その辺りというのは補充質問とかで十分にフォローすることはできましたか。

経験者 1 : 十分に理解できたというか、十分にできていたと思います。

経験者 2 : 私は、どちらかというところ、検察官側というのは罪を重く、弁護側というのは罪を軽くというのが今までのドラマとかのイメージだったんですけども、私が関わった裁判については、お互い検察官側も弁護側も被告人のことを思っている証人尋問だったように思います。

弁護士 : ありがとうございます。

4 選任手続について

司会者 : よろしいでしょうか。じゃ、手続に関しては一通り終わったんですけども、ちょっと最初に戻りまして、選任手続というのを最初に実はやっておりますので、選任手続の関係で御感想、御意見を伺っておきたいと、今後の手続の関係で伺っておきたいと思いますので、お尋ねしますけれども、選任手続でオリエンテーションをして、裁判所の職員のほうからいろいろ説明をしていたと思うんですけども、そのオリエンテーションの内容とか、手続で分かりづらかったなというような点がありましたか。選任手続、裁判員になる前に候補者が待っている段階の話なんですけど、その時の裁判所の説明等十分なものであったかどうかという辺りについて何か御意見があれば、今後の参考のためにお聞かせいただきたいんですが、1 番の方、何かありますか。

経験者 1 : 別に選任の手続は問題はなかったと思います。

司会者 : 2 番の方、いかがですか。

経験者 2 : 数名ずつ別の部屋に呼ばれて、意見を聞かれた時のことですかね、選任手続というのは。

司会者 : それも含めて、最初に事案の内容をモニターで説明したりしたかと思うんですが、その説明内容とかスムーズに理解ができたかどうか。

経験者 2 : 事前に候補に選ばれた時の資料とあわせての話だと理解しているんですけども、それを重複して説明を聞いたような気持ちで、別に分かりやすかったと思います。

司会者 : どうもありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

経験者 3 : 候補になって当日来まして、抽選に当たりまして、お勤めの人はおもひかしたら大変かもしれんなと思いましたが、私の場合、それがありませんでしたので、事前に当たった場合は、次の1週間は何にも入れないようにとか、そういう事前の準備もできましたので、別に問題はありませんでした。

5 これから裁判員になる方へのメッセージ

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、これから裁判員になられる方々に対して、裁判員の経験者としてメッセージを一言ずつお願いできればと思います。

それでは、1番の方からどうぞ。

経験者 1 : やっぱりこうやって選ばれて裁判員として参加して、こういった意見交換という場まで出てきたんですけど、この意見交換というのは裁判員に選出された時よりも何か自分が前向きに出てこれていますので、そういった裁判に関わったことで自分が何かいろんな社会貢献だったりとか、そういったものを見直した分がありますので、ぜひそうやって選ばれたら進んで出てきてもらおうとまたいいかなと思います。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは、2番の方いかがでしょうか。お願いいたします。

経験者 2 : 私の場合は転勤で県外に出ています、その県外に出ているというだけで辞退理由になるということでお聞きしたんですけども、いろんな事由で辞退をする理由があるみたいですが、ぜひ辞退をせずに参加してほしいなというふうに私は思いました。というのは、いろんな経

験から随分仕事に生かせるような気がしています。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは、3番の方お願いいたします。

経験者3 : 裁判員は、みんな初めての経験ですので、大変なのは当たり前ですの
で、ただ大変と受け止めずに、いい機会だと受け止めて進んで裁判員を
経験される、進んでというとなんですけれども、裁判員の辞退を少なく
して受けられてほしいと思いますし、その経験を、事件の報道なんか見
てもいろんな、もう一つ深いところを自分なりに見ることができます
ので、いい経験になると思います。

司会者 : どうもありがとうございます。3名の方には本当に貴重なメッセージ
をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、この程度で意見交換会をいったん終了することといたしま
す。

これから10分間ほど休憩いたしまして、この後は経験者の皆様に対
する報道機関の皆様からの質問にお答えいただくという時間といたした
いと思います。

第2 質疑応答

司会者 : それでは、裁判経験者の皆様には、これから報道機関の皆様からの質
問にお答えいただくことにいたしたいと思います。

引き続き、私が進行役を務めさせていただきます。

まず最初に、幹事社のほうから質問事項がありましたら、社の名前を
言っていただいて質問をしてください。どうぞ。

共 同 : では、幹事社の共同通信社のほうから、代表質問という形で質問させ
ていただきます。

実は、用意した内容が、先ほども多く出ました写真とイラストという
点について用意したものだったんですけれども、繰返しの部分もあると

と思いますが、ちょっと質問の角度を変えて、改めてさせていただきます。

先ほどのお話合いの中では、必要であるか否かや、見ないことへの配慮、そういったことに関しての御意見をおっしゃっていましたが、改めて、その写真ではなくイラストの写真や手描きの絵で対応した例が実際にあったという、御経験されていない方もいる上で、質問なんですけれども、こういった配慮によるイラスト風の写真、手描きの絵などを使って対応したことに対して、まず、それによって事実の判断に影響が及ぼされるかどうか、その点について、まず一つお伺いしたいと思います。

そしてあわせて、その写真ではなくイラストや絵を見ることによって、不当に量刑が軽くなってしまいうのではという批判、意見というものがあります。この点についても、皆さんの経験、実際見ていなくても裁判員としての経験の中で御意見を伺わせていただきたいと思います。

では、1番の方から順にお伺いしてよろしいでしょうか。

経験者1： 私はなるべく写真とかで見ることができれば見たほうが良いと思いますけど、ただ、イラストを見て量刑とかが違ってくるとか、その辺はないと思います。ずっと審議したりとか、いろいろな質問があったりとかして、それを最終的にまとめていくのだから、メンタル的な、その生の写真を見たからというのはあるかもしれないですけど、量刑に対しての違いはないと思います。

共同： 今の中で、なるべく見たほうが良いとおっしゃいましたけれども、その事実の的確な判断という意味では何か影響を及ぼすかどうかというのはございますか。

経験者1： それを補足する、例えばイラストだったりとか説明だったりとか、その辺で、見た場合と見なかった場合の違いというのはそんなに出ないと思います。

共同： ありがとうございます。

経験者 2 : 質問の内容は 2 点なんですけど、見る必要があるかないかというのと。

共 同 : イラスト風に加工されることによって、事実を的確に判断することに影響があるかどうか。

もう一つは、それによって不当に量刑が軽くなるという批判も一部あるんですけども、そういった批判的意見についてはどう思われるかどうか。

経験者 2 : 私は見る必要があると思います。量刑には影響ないと思います。

経験者 3 : 証拠写真、実際、私は経験しましたけれども、イラスト風に加工した写真だったですけれども、それによって量刑がどうかはなかったです。ただ、感情的な部分が、こんな殺され方したんですよという感情的な部分はあるかと思います。被害者にしても見てほしいという。でも、それは今度いったん置いて、量刑を決めるときには殺人事件としてのものですので、ただ、その悲惨な状況の写真は今度は検察から出されて直視できるかという、見なければいけないという気持ちはあるけれども、見れるだろうか、見たときにどうだろうかという不安はあります。今回はイラスト風に加工された写真でしたけれども、それによって刑が軽くなるということも考えることはありませんでした。

共 同 : 代表質問はこの辺で終わります。

司会者 : それでは、これからは個別の質問ということで、質問がある方は挙手していただいて、社の名前を言った上で御質問ください。どなたか御質問ございませんか。はい、どうぞ。

朝 日 : 今の質問に関連して、2 番の方に伺いたいんですけども、影響がなくても見る必要があるというふうにお答えいただいたと思うんですけども、その理由を少しだけ教えていただいてもよろしいですか。

経験者 2 : ちょっと捉え方が違うんですけども、イラストと写真では刑の軽減ができるかという私は解釈だったので、イラストであろうが写真である

うが、刑の影響はないというふうな捉え方で言いました。

朝 日 : その刑には影響がなくても、先ほど重大犯罪の場合は写真を見るべきというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、影響がないのに写真を見るべきということですか。

経験者2 : 事実として提供されるものは全部見て判断したいという意味で答えました。

朝 日 : 仮にイラストになっても問題はないけれども、できるだけ事実に一番近い写真を見るべきだというふうにお考えということですか。

経験者2 : いや、そういう意味じゃなくて、イラストであろうが写真であろうが、イラストの場合は軽減されるということはないという意味で答えました。

朝 日 : そうすると、写真を見る必要があるというわけではないということですか。

経験者2 : 提供されるものだったら全部見るべきだというふうな捉え方で答えたつもりです。

朝 日 : 分かりました。ありがとうございます。

司会者 : ほかに御質問ございませんか。はい、どうぞ。

熊 日 : 3番の方に、先ほど検察官からの御質問にお答えになられていた内容について確認をさせていただきたいんですけども、イラスト風に加工された写真を御覧になったことについて、殺害状況や悲惨な殺され方をしたということが理解できるというような言い方をされたと思うんですけども、それは御自身の場合、そういうふうには理解できたという意味でおっしゃったのか、一般的にイラストでも十分理解できるものなんだと感じているということでおっしゃったのか、それはどちらでしょうか。

経験者3 : 報道でのそんな写真とか一般の資料じゃなくて、裁判員裁判の中では殺され方の手順、状況が文章として説明されていますので、その点ではイラストであっても悲惨な殺され方の状況の写真だなという想像はでき

るということです。

熊 日 : いや、それが御自身の事件の場合がそうだったという意味なのか、一般的にもそう言えるのではないかという御趣旨なのか。

経験者 3 : 自分が経験した中でそうなので、恐らくこれから先も、それでも十分理解して進められるんじゃないかとは思いますが。

熊 日 : ありがとうございます。

司会者 : ほかに何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

共 同 : 皆さんの事件において、裁判の前、逮捕時、事件発生時、いろいろ報道がされたと思うんですけども、そういった報道が実際の裁判員裁判の中で何か影響を受けたような、皆さん個人的な意見で構いませんので、そういったことがあったかどうか教えていただければと思います。

経験者 1 : 事件があったことを報道で知った後に裁判員になったということの影響ですか。

共 同 : 報道、新聞記事、ニュースなどによって入ってくる情報などが、何か裁判の中で、裁判員を実際にやられる中で影響を与えたものってございますか。

経験者 1 : その裁判中にですか。

共 同 : はい。

経験者 1 : それは全くない状態です。

経験者 2 : 自分が審理した事件が、事前にマスコミ等で知っていたかという意味ですか。

共 同 : もし事前にその事件が、事件の発生や逮捕などが裁判までの間に報道されますよね。それを見ていたこと、それを見たことによって何か影響はありましたでしょうか、実際の裁判員をやられる中で。

経験者 2 : 私が担当した事件は、裁判員になるまで知りませんでしたし、分かりません、それは。

経験者3： 私が担当したのは非常に大きな事件でもありましたので、事前にニュースとかなんとかで知っておりましたし、ああ、この事件を担当するんだということで、じゃ、どういう事件だったかって考えることもできましたし、その後審理していくうちに、こんなに複雑だったのかと感じましたし、その後、この前、控訴審が却下されたということ、だから、ずっと何か引きずっているわけじゃないんですけど、心の中で留めて見守っているような状況が現在でもあります。

共同： 実際に裁判員をされるまでの間に、ニュースや新聞記事でこういうことが起きているのかと御覧になったかと思うんですけども、そういった情報というのは、裁判員裁判の中では完全にリセットしたような状況で、それが何か裁判の中で、それまで見たニュースや報道が何か心の中に残ったり、記憶に残ったりして影響を与えるような部分というのはありませんでしたか。

経験者3： それはもう裁判になった時点で、その事件だというだけで、それが何らか、こっちがどうだこうだということはなかったですね。

共同： ありがとうございます。

司会者： ほかに何かございませんか。はい、どうぞ。

RKK： 二つちょっと質問させていただきたいんですが、一つ目は1番の方にちょっとお尋ねしたいというところで、長時間になってくると、その内容を全て理解するのが難しくなるといった趣旨もお話をされておりました。その理解が追い付かない部分の疑問を解消することができたのかと、そして100パーセント理解した上でその判決というところに至ることができたのかというのを教えていただけますか。

経験者1： それは先ほども言ったと思うんですけど、その話があった後に、例えば評議室とかに帰って、その後、裁判官とかから、ああいったところはどうですかとかいう質問とかもずっとやっていきますので、その内容自

体は全部理解できたと思っています。

RKK : ありがとうございます。

すみません、もう一つは3番の方にお伺いしたいんですが、事前にも報道なんかで目にしていらっしゃったということで、ちょっと悲惨な殺され方をしたという部分もあって、公判の時も公判の後も、恐怖心とか不安とか何かそういうのを感じるということはありませんでしたか。

経験者3 : それは全くありませんでしたし、生々しいのを見た場合はどうだったか分かりません。そのイラスト風のもので、文章で書かれた遺体の損傷とかで理解したので、その写真の記憶とかは、生々しいものがあるわけじゃありませんでしたので、そこは別に何もありませんでした。

RKK : 被告人自体に対してという部分ではいかがですか。

経験者3 : それも、そういう関係の人だっということではありましたけど、別段それで自分がどうなるということは心配することはありませんでした。

RKK : ありがとうございます。

司会者 : どうもありがとうございました。ほかどなたかございませんか。はい、どうぞ。

熊日 : 裁判員制度の課題として、余りにも長期間に審理が及ぶような事件は裁判員裁判の対象から外すべきではないのかという議論があっているそうなんですけれども、皆さん先ほどのお話の中では、皆さんの担当された事件については、それほど長いとは思われなかったという御発言だったと思うんですけれども、長くてもこれぐらいまでじゃないと耐えられないというような期間というのは、皆さんにとってはどれぐらいでしょうか。

経験者1 : 私は自営業なんですけど、実際9日間、一応仕事ができない状態でやっていたので、これが、例えば20日間だったり、1か月掛かった裁判になってくると、多分その時点でもう降りると思います。仕事をや

っている者からすると、例えば会社に勤めている方だったりとか、その会社の理解は今すごくあっていると思うんですけど、どこまで自分がその仕事を空けられるかというのが一番心配したところですので、1週間ちょい、9日間仕事ができなかったんですけど、それから超えていったときの、さっき言われた、私にとってはやっぱり10日間ぐらいが目いっぱいだと思う。それ以上だったらもう最初から辞退していたと思います。

経験者2： 私にとっては難しい質問です。私はサラリーマンですので、何日間というと、期間だけじゃなくて、その時期にもよると思います。ですから、たまたま私はその時期、時間が取れたということですので、時間と時期とによって、その辺の何日という限定はなかなかしづらい気がします。

経験者3： 1週間程度だと思います。金曜日に始まって次の週の金曜日、土日がありますので、7日間、これぐらいが限度じゃないかと思います。

経験者1： 今、仕事の、1年間通して忙しい時期と暇な時期とがありまして、その分で一応、案内というか、エントリーが来た時に、ちゃんとその時に提出物がありまして、自分の忙しい時期を外してくれということで一応申請はしましたので、それはきちっと外れていた状態ではあります。だから、その辺はきちっと何か見てもらったのかなというのはありました。以上です。

朝 日： ありがとうございます。

司会者： そのほかどなたか御質問ございませんか。はい、どうぞ。

K K T： 先ほどの質問にちょっと関連しているんですが、今お三方の意見を聞くと、この裁判員制度におおむね好意的な意見が多かったかと思うんですが、逆に、ここはちょっと負担だったとか改善してほしいなという課題があれば教えてください。

司会者： いかがでしょうか。何かあれば。

経験者 2 : 先ほど、別室でちょっと話をしていたんですけれども、多分この場に出てきている、私も含めてだと思うんですけれども、私自身はやっぱり裁判員制度を肯定的に捉えているから出てきていると思っています。マスコミの方も多分、肯定的に捉えている方もいらっしゃるでしょう、否定的に捉えている方もいらっしゃると思うんですよね。だから、私自身は肯定的に捉えていますので、そういう否定的な意見というのは今のところありません。

司会者 : よろしいでしょうか。何かほかに御意見ございますか。

経験者 3 : 職業によっても大変な部分はあるかと思います。抽選があった、その翌週 1 週間程度はもう拘束されるわけで、拘束と言うと変ですけども、時間に縛られるわけですから。だからそれを、じゃ、抽選があつてしばらく調整期間を置いて裁判となったときには、今度は選ばれた人が都合が悪くなったとか、方法はいろいろあるかと思いますが、今やられている方法が一つの方法だと思うんで、その中では自分としてはそんなに問題があることはないかと思います。

司会者 : よろしいでしょうか。特に御意見もございませんかね。

じゃ、ほかによろしいですか、今の質問に関しては。

K K T : はい、ありがとうございます。

司会者 : ほかに何か御質問ございませんか。

西日本 : いろいろ裁判員を経験された方が、判決後に記者会見に応じてくださるケースがあるんですけれども、そういう中で出てこられている皆さんが、事件に対しての関心度が高まったと。その全体的に、御自身が担当した事件でなくとも、事件報道であつたりとか、あるいは裁判に関しての関心度が高まったという意見がよく聞かれるんですが、皆さんは今回、裁判員になられて、その後、例えば事件だとか報道についての関心度に何か変化はあつたかということをお教えください。

経験者 1 : 関心については、大体、事件報道とか新聞とかお聞きするぐらいなんですけど、それは裁判員になった後でも、さほど変わっていないです。知りたいことは読んで知る、見て知るみたいな形でやっていますので、やったからどうのこうのというのはあんまり関係ない。ただ、前に出てきてこうやってしゃべっていることが、私は、先ほど述べましたけど、裁判員制度で経験したことが、すごく何か出てこなくちゃいけないという、何か使命感みたいなものが湧いてきましたので、それが変わったことだと思います。

経験者 2 : 一般的に事件に関心が高まったかという点、その事件だけに対する関心じゃなくて、こういう社会のために何かやったんだということで、よく言われています社会の使命感を高めるために、この裁判員制度が設けられたというふうなことでは、意識付けはできたような気がします。

経験者 3 : 事件を表面だけで捉えていた部分が、裁判員になったことでもう一つ深いところ、どうしてだ、何でだというところを見ることができましたし、自分が担当したものを控訴された、じゃ、控訴されて今度はその判決がどうなるのかと、ずっとやっぱり気にはなりました。で、次、控訴が高裁で却下された、じゃ、自分たちの判断は誤っていなかったんだとか、そういうところで、一般的なほかの事件に対してでも少しは深く考えるようにはなりましたですね、経験したことで。

司会者 : どうもありがとうございます。ほか何かございますか。よろしいでしょうか。ほかよろしいですか。

それでは、質問はこの程度ということで、質疑としてはこれで終了ということにさせていただきます。

それでは、本日は経験者の皆様には、長時間にわたりまして、これから裁判員になれる方に大切なメッセージを発していただきまして、誠にありがとうございます。

また、大変貴重な御意見や御感想をお聞かせいただきまして、今後の実務の運用にも寄与するものがあるかというふうに思います。本当に本日はどうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の意見交換会を終わることといたします。どうも御苦労さまでした。

以 上